水質検査結果書

項目			八屋戸浄水場　原水			水質基準値	測定方法
			琵琶湖水※	地下水(深井戸)※	地下水(浅井戸)※		
採水年月日			8月4日				
採水時間			10:05	10:30	10:25		
水温		℃	27.5	16.5	15.0		
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	420	0	1	100 以下	厚生労働省告示第261号　別表1
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号　別表2
	塩化物イオン	mg/L	8	4	6	200 以下	厚生労働省告示第261号　別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000015	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000006	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.3	0.3未満	0.3未満	3 以下	厚生労働省告示第261号　別表30
	pH値	****	7.3	6.6	6.0	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号　別表31
	味	****	****	****	****	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表33
	臭気	****	藻＋微かび	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表34
	色度	度	1.8	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号　別表36
	濁度	度	1.2	0.2	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号　別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	****	****	****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	112	62	74	****	電極法
検査期間		令和8年8月4日 ～ 令和8年8月7日			検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

項目			八屋戸浄水場			水質基準値	測定方法
			浄水	栓水			
採水年月日			8月4日				
採水時間			10:40	11:10			
水温		℃	26.0	31.0			
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	0	0		100 以下	厚生労働省告示第261号　別表1
	大腸菌	****	不検出	不検出		検出されないこと	厚生労働省告示第261号　別表2
	塩化物イオン	mg/L	10	10		200 以下	厚生労働省告示第261号　別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000002	0.000001		0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000003	0.000002		0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	0.5		3 以下	厚生労働省告示第261号　別表30
	pH値	****	7.1	7.1		5.8～8.6	厚生労働省告示第261号　別表31
	味	****	異常無	異常無		異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表33
	臭気	****	異常無	異常無		異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表34
	色度	度	0.5未満	0.5未満		5 以下	厚生労働省告示第261号　別表36
	濁度	度	0.1未満	0.1未満		2 以下	厚生労働省告示第261号　別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	0.8	0.4		****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	112	115		****	電極法
検査期間		令和8年8月4日 ～ 令和8年8月7日			検査機関	大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

＊原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。

＊水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。

＊原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。

＊ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項目			真野浄水場			水質基準値	測定方法
			原　水※	浄　水	栓　水		
採水年月日			8月4日				
採水時間			10:30	10:10	9:45		
水温		℃	30.0	30.5	31.0		
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	970	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号　別表1
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号　別表2
	塩化物イオン	mg/L	9	12	11	200 以下	厚生労働省告示第261号　別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000029	0.000002	0.000001	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000002	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.7	0.6	0.6	3 以下	厚生労働省告示第261号　別表30
	pH値	****	8.2	7.5	7.5	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号　別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表33
	臭気	****	藻＋微かび	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表34
	色度	度	1.9	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号　別表36
	濁度	度	1.4	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号　別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	1.0	0.6	****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	118	129	131	****	電極法
検査期間			令和8年8月4日 ～ 令和8年8月7日		検査機関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課

項目			柳が崎浄水場			水質基準値	測定方法
			原　水※	浄　水	栓　水		
採水年月日			8月3日				
採水時間			9:50	9:10	9:20		
水温		℃	33.0	32.5	32.0		
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	1900	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号　別表1
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号　別表2
	塩化物イオン	mg/L	9	13	14	200 以下	厚生労働省告示第261号　別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000170	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000006	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	2.3	0.6	0.5	3 以下	厚生労働省告示第261号　別表30
	pH値	****	8.9	7.2	7.2	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号　別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表33
	臭気	****	泥＋かび	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表34
	色度	度	6.9	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号　別表36
	濁度	度	6.7	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号　別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.8	0.5	****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	119	131	133	****	電極法
検査期間			令和8年8月3日 ～ 令和8年8月7日		検査機関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課

【備考】

＊原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。

＊水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。

＊原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。

＊ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項目			膳所浄水場			水質基準値	測定方法
			原　水※	浄　水	栓　水		
採水年月日			8月3日				
採水時間			9:55	10:00	10:30		
水温		℃	31.5	31.5	32.0		
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	2300	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号　別表1
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号　別表2
	塩化物イオン	mg/L	10	11	11	200 以下	厚生労働省告示第261号　別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000100	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000038	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	2.1	0.7	0.7	3 以下	厚生労働省告示第261号　別表30
	pH値	****	7.4	7.3	7.3	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号　別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表33
	臭気	****	かび	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表34
	色度	度	4.8	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号　別表36
	濁度	度	4.6	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号　別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.7	0.4	****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	128	128	127	****	電極法
検査期間			令和8年8月3日 ～ 令和8年8月7日		検査機関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課

項目			新瀬田浄水場			水質基準値	測定方法
			原　水※	浄　水	栓　水		
採水年月日			8月3日				
採水時間			10:10	10:00	10:50		
水温		℃	31.0	26.0	30.0		
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	1800	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号　別表1
	大腸菌	****	検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号　別表2
	塩化物イオン	mg/L	10	13	13	200 以下	厚生労働省告示第261号　別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000110	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000039	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号　別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	2.1	0.4	0.4	3 以下	厚生労働省告示第261号　別表30
	pH値	****	7.2	7.3	7.4	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号　別表31
	味	****	****	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表33
	臭気	****	かび	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号　別表34
	色度	度	5.3	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号　別表36
	濁度	度	4.4	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号　別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	****	0.8	0.6	****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	130	130	132	****	電極法
検査期間			令和8年8月3日 ～ 令和8年8月7日		検査機関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課

【備考】

＊原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。

＊水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。

＊原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。

＊ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。

水質検査結果書

項目			蓬 莱	細 川	和 邇	春日町	水質基準値	測定方法
採水年月日			8月4日	8月5日	8月4日	8月3日		
採水時間			9:50	10:35	9:35	11:00		
水温		℃	27.5	27.0	31.0	32.5		
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	0	0	0	0	100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大腸菌	****	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩化物イオン	mg/L	10	13	12	14	200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000002	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000002	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	0.6	0.6	0.5	3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH値	****	7.1	7.8	7.5	7.2	5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭気	****	異常無	異常無	異常無	異常無	異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁度	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	0.6	0.5	0.7	0.5	****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	115	132	130	133	****	電極法
検査期間			令和8年8月3日 ～ 令和8年8月7日		検査機関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

項目			横 木	晴 嵐	石 倉		水質基準値	測定方法
採水年月日			8月5日	8月5日	8月5日			
採水時間			9:25	10:30	10:05			
水温		℃	30.0	31.5	29.5			
水質基準項目	一般細菌	集落/mL	0	0	0		100 以下	厚生労働省告示第261号 別表1
	大腸菌	****	不検出	不検出	不検出		検出されないこと	厚生労働省告示第261号 別表2
	塩化物イオン	mg/L	15	11	12		200 以下	厚生労働省告示第261号 別表13
	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001	0.000001未満		0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満		0.00001 以下	厚生労働省告示第261号 別表25
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	0.7	0.7		3 以下	厚生労働省告示第261号 別表30
	pH値	****	7.5	7.2	7.4		5.8～8.6	厚生労働省告示第261号 別表31
	味	****	異常無	異常無	異常無		異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表33
	臭気	****	異常無	異常無	異常無		異常でないこと	厚生労働省告示第261号 別表34
	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満		5 以下	厚生労働省告示第261号 別表36
	濁度	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満		2 以下	厚生労働省告示第261号 別表41
その他項目※	遊離残留塩素	mg/L	0.5	0.6	0.8		****	DPD法
	電気伝導度	μS/cm	133	125	132		****	電極法
検査期間			令和8年8月5日 ～ 令和8年8月7日		検査機関		大津市企業局 水道事業部 浄水管理センター 水質管理課	

【備考】

＊原水とは琵琶湖または地下水から取水した処理前の水、浄水とは処理後のきれいな水、栓水とは水道管を経由し蛇口から出る水のことを言います。

＊水質基準値は、浄水及び栓水が満たすべき基準です。

＊原水については、消毒副生成物及び味を除く項目を検査対象としています。

＊ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、原因生物の発生が認められた場合のみ検査しています。